

## 要 望 書

所管省庁	厚生労働省
要望内容	<p>7 子ども手当の全額国庫負担について</p> <p>国が創設する「子ども手当」については、地方自治体に負担を求めることなく、全額国庫負担で実施すること。</p> <p>また、「子ども手当」の支給事務については、県および市町が実施主体となることが想定され、支給対象者の拡大により事務経費の増加が見込まれる。このため、必要な事務費については国がその全額を財政措置すること。</p>
担当部課	健康福祉部子ども家庭課
具体的現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国は「子ども手当」を創設し、中学校卒業時まで、子ども一人当たり年額 31.2 万円（月額 2.6 万円）を支給することとしており、予算規模は 5.3 兆円である。（平成 22 年度は半額支給のため 2.3 兆円を概算要求）</li> <li>・「子ども手当」を所得制限無しで中学校卒業時までの全ての子どもに支給する場合、本県対象者への支給総額は 363 億円が見込まれる。 （0～14 歳人口 11.6 万人×@31.2 万円＝363 億円）</li> <li>・「子ども手当」の支給事務は、既存の「児童手当」が廃止され、県および市町が担当となることが想定される。新制度の実施にあたり、支給対象者が拡大されることから、事務経費の増加が見込まれる。 （支給対象者 4 割アップ）</li> <li>・「子ども手当」の支給については、事業規模が大きいため、支給額や事務経費の一部負担など地方に財政負担が求められた場合、地方自治体に過大な財政負担が生じることとなる。 （県ベース財政負担 5.6 倍）</li> </ul>
備考 (別添資料等)	○子ども手当の全額国庫負担について